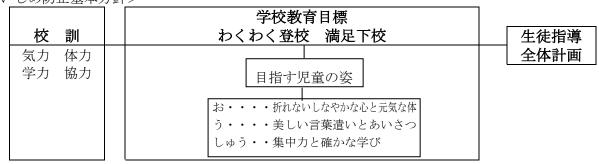
<いじめ防止基本方針>



【いじめ防止に関する指導目標】

人間性豊かで、心身ともにたくましく、自ら考え、正しく判断し、実践する児童の育成を図るとともに、問題 行動の早期発見、早期対応(解決)に努め、いじめの防止を図る。

【いじめの定義・いじめ解消の状態】

- ○「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定 の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行わ れるものの含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ○「いじめが解消している状態」とは,
 - ①いじめに係る行為が止んでいること…被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が双頭の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと…いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。※児童・保護者に確認をとる。

【いじめ防止のための基本方針】

- 学校における全ての教育活動の中で、積極的な生徒指導の推進に努める。
- いじめに関する認識を深め、全職員の共通理解を図り、一体となって指導にあたる。
- 一人一人の児童を認め、褒め、励ます指導に心掛ける。
- 日々の観察をもとに児童の実態を的確に把握し、個に応じた指導を徹底する。
- いじめをはじめとする問題行動の早期発見・解決及び未然防止に努める。
- 家庭・地域及び諸関係機関との連携を密にし、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期解決にあたる。教育相談(一家庭1回以上)設定する。

	教科指導	○ 児童がもっているよさや可能性を生かす学習指導を展開する中で、それぞれのよさを 認め、達成感を味わわせ、自己実現を図るとともに、学習集団における自己の存在価値 を認識させる。
教科・領域等の関連	道徳科	○ 生命の尊さに気付かせ、生命を大切にするとともに、思いやりの心をもち、自他の個性を認め合う態度を育てる。
	特別活動	○ 集団の一員としての自覚を深め、互いに協力してよりよい生活を築こうとする自主 的、実践的態度を育てる。
	特別支援教育	○ 児童一人一人を大事にした教育を推進し、特別支援教育への理解と啓発に努め、思い やりの心を育てる。
	人権教育	○ 人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力をもった児 童を育てる。
	家庭・地域 等との連携	○ 保護者への啓発活動を推進し、連携して問題解決にあたる。・PTA活動 ・校区コミュニティ協議会活動 ・あいご会活動○ 関係諸機関との連携

【年間計画】

月	【児童関係】	【職員関係】	【検証関係】
4	○心に届く生徒指導週間(4/7~) ○いじめ問題を考える週間(4/10~) ○ふれ合いタイム(4/8)	○いじめ防止対策委員会○生徒指導事例研修会	○年間活動計画の検討

	○学校楽しい~と(5/31)	○生徒指導事例研修会	○共通実践事項の確認
5		○いじめ防止啓発強調月間(~6/30)	○運動会に向けての取組
	○にこにこ集会 (6/13)	○生徒指導事例研修会	○学校評価(児童,教職員,保護者)
6	○道徳	· 授業(日曜参観)	
	○いじめアンケート実施週間(6/12~6/18)		
	○きらり賞(終業式後)	○生徒指導事例研修会	○夏休みに向けての取組
7			○アンケート調査の分析
		○校内研修 (いじめ・生徒指導等)	○次学期に向けての取組確認
8			○共通実践事項の確認
	○ふれ合いタイム (9/19)	○いじめ防止対策委員会	○修学旅行に向けての取組
9	○いじめ問題を考える週間(9/11~)	○生徒指導事例研修会	○一日遠足に向けての取組
			○宿泊学習に向けての取組
	○学校楽しい~と(10/6)	○生徒指導事例研修会	○学習発表会へ向けての取組
10			
	○いじめアンケート実施週間	○生徒指導事例研修会	○持久走大会へ向けての取組
11	$(11/13\sim11/17)$		○学校評価(児童,教職員,保護者)
	○きらり賞(終業式後)	○生徒指導事例研修会	○次学期に向けての取組確認
12			○アンケート調査の分析
	○いじめ問題を考える週間 (1/15~)	○いじめ防止対策委員会	○縄跳び大会へ向けての取組
1		○生徒指導事例研修会	
	○にこにこ集会 (1/16)	○生徒指導事例研修会	○お別れ遠足に向けての取組
2	○学校楽しぃ~と(2/7)		
	○いじめアンケート実施週間(2/13~6/16)		
	○きらり賞(終業式後)	○生徒指導事例研修会	○アンケート調査の分析
3			○取組のまとめ
			○次年度への確認

【いじめ防止対策組織】

- C 外部の専門的な分野のメンバーを加えたチーム
 - ◇ 地域や家庭環境が要因として絡む問題,より深刻な問題,重大事態への対応
 - B 校内組織(学校職員のみのチーム)
 - A いじめ・不登校対策推進委員会
 - · 校長 · 教頭 · 生徒指導主任
 - ·教育相談係 · 関係職員
 - ·保健主任 ·養護教諭 ·関係学級担任
 - 地域児童民生委員
 - ・桜洲校を語る会メンバー(民生委員・校区コミュニティ協議会長)
 - ・市スクールカウンセラー ・臨床心理相談員 ・児童相談所
 - · 中央警察署桜島駐在所員
 - ※ ・医療関係者 ・人権擁護委員 ・弁護士 ・法務局等→要請については、市教育委員会と相談の上、必要に応じて参加要請

その他

- 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への 理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- いじめ防止等の啓発に向けて、学校便りや学年便り、人権週間等での呼びかけを行っていく。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本 方針を更新していくようにする。